



平成19年5月18日

各 位

東京都新宿区揚場町2番1号
大興電子通信株式会社
代表取締役社長 高橋正道
(コード番号8023 東証第二部)
問合せ先
執行役員経営企画部長 荻田 修
(TEL03-3266-8111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月18日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成19年6月27日開催予定の当社第54回定時株主総会に、付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 情報処理機器の中古販売需要への対応を視野に入れ、第2条(目的)に事業目的を追加するものであります。
- (2) 社外取締役および社外監査役が期待される役割を十分発揮できることを目的として、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役の責任を限定することができる旨の規定を定款第25条および第37条に新設するとともに、現行定款25条および第36条以下の条数を順次繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 取締役会決議日 | 平成19年 5月18日 |
| (2) 株主総会開催日 | 平成19年 6月27日(予定) |
| (3) 効力発生日 | 平成19年 6月27日(予定) |

以上

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 (1) 情報処理機器の販売、施工および保守 (2) コンピュータソフトウェアの開発、販売、 賃貸および保守 (3) 情報システムの設計、開発、保守、運営 管理およびコンサルティング (4) 通信システム、情報ネットワークシステム の販売、設計、施工、保守およびコンサル ティング (5) 情報処理サービス、情報通信サービスお よび情報提供サービス (6) 電気通信工事、電気工事、管工事、内装 仕上工事、消防施設工事等各種工事に 関する設計、監理、施工、保守およびコ ンサルティング (7) ビルメンテナンス業 (8) 特定労働者派遣事業 (9) 不動産の賃貸および管理 (新 設) (10)前記各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p style="text-align: center;"> (新 設)</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集手続き)</p> <p style="text-align: center;"> (省 略)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 35 条 (監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって 定める。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 2 条 (目的) (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(1)</p> <p style="text-align: center;"> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(9) (10)古物の売買 (11)前記各号に付帯する一切の事業</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 25 条 (社外取締役との責任限定契約) <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、</u> <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会</u> <u>社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でか</u> <u>つ重大な過失がないときは、法令が定める額</u> <u>を限度として責任を負担する契約を締結する</u> <u>ことができる。</u></p> <p>第 26 条 (取締役会の招集手続き)</p> <p style="text-align: center;"> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 36 条 (監査役の報酬等) (現行どおり)</p>

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 36 条 (監査役会の招集手続き)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>第 47 条 (期末配当金等の除斥期間)</p>	<p>第 37 条 (社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p>第 38 条 (監査役会の招集手続き)</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>第 49 条 (期末配当金等の除斥期間)</p>
--	---